

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第2回 2020年1月



## 2019年度個人所得稅総合所得の確定申告に係る政策の正式公布

### 本アラートの分析対象法規：

- 「2019年度個人所得稅総合所得の確定申告手続きに関する公告」（国家稅務總局公告2019年第44号、以下「44号公告」）

### 概要

「2019年度個人所得稅総合所得の確定申告手続きに関する国家稅務總局の公告（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」）を対象とするパブリックコメント募集完了後、国家稅務總局は2019年12月31日付けで、「2019年度個人所得稅総合所得の確定申告手続きに関する公告」（以下「44号公告」）を正式に公布了。同公告は、2019年度個人所得稅総合所得の確定申告の詳細を明らかにした。

### 主な変更内容

44号公告は基本的に意見募集稿の内容を継承し（詳細はKPMG「チャイナタックスアラート」2019年12月[第39回](#)参照）、主に下記の内容について修正・補足した。

### 源泉徴収義務者の義務

- 源泉徴収義務者は、納稅者に申告代行を依頼された場合、申告を代行するか、または納稅者がオンライン稅務局（スマートフォンの個人所得稅アプリを含む）を通して年度確定申告及び税金還付・追納を完了できるよう指導・サポートする。
- 源泉徴収義務者に代行を依頼した納稅者は2020年4月30日までに源泉徴収義務者と書面をもって確認し、2019年度において納稅者が自社以外で取得した総合所得、関連控除項目、税制優遇の適用などの情報資料を提出しなければならない。納稅者は提出した情報の真実性、正確性、完全性について責任を負わなければならない。

## 申告情報及び資料の保管

- 納税者が年度確定申告を行う際、税務機関に年度確定申告書を提出するほか、規定通りに本人の基本情報（必要な場合）を変更しなければならない。新規の控除項目もしくは税制優遇政策を適用する場合、納税者は記入した情報を確認し、その真実性・正確性・完全性を確保しなければならない。
- 紳税者及び年度確定申告を代行する源泉徴収義務者は、確定申告書及び納税者の総合所得、控除項目、納付済み税額もしくは税制優遇などに連する資料を、確定申告完了日以降の5年間保管しなければならない。

## KPMGの所見

44号公告は意見募集稿と比較すると、総合所得の確定申告における納税者及び源泉徴収義務者の責任と義務をより明確にし、従来の源泉徴収の利点を活かして、個人納税者がより税務関連手続きを行いやすいよう改善する。

一方、多くの源泉徴収義務者が関心を寄せる代行義務を明確にするとともに、源泉徴収義務者が申告代行するほか、納税者がオンライン税務局を通して自ら確定申告及び税金還付・追納を行えるよう自社従業員を指導・サポートする方法も提示した。また、税務機関が今後公布する予定の一連のサービス改善措置（政策解説及び実務指導の強化、源泉徴収企業への申告ソフトの一括提供などを含む）も一定程度に源泉徴収義務者の負担を軽減できる見込みである。

今回の個人所得税改革及び近日開始される個人所得税確定申告は、納税者及び源泉徴収義務者に大きな挑戦をもたらすだろう。税務関連事項の複雑性及び専門性を考慮し、44号公告では確定申告の代行依頼を強調した。すなわち、源泉徴収義務者及び納税者は適正かつ適時に関連責任・義務を果たすために事務サービス専門機構に援助を求めるよう推奨される。企業は下記いずれかの状況にある場合、早期に専門機構に連絡し、2019年度の確定申告の段取り及び実施に関して支援を求めるよう提案する。

- 従業員数が多く、人事部門のリソースに限りがある場合
- 人員の流動性が高い場合。例えば、当年度にグループ内の異動が生じたため、確定申告を行う必要のある従業員数が多いと想定される場合
- 従業員の構成が複雑であり、申告手続きの実施難易度が高い場合。例えば、現地で雇用された外国籍従業員、国外から派遣された外国籍従業員、海外に赴任する中国籍従業員など

企業並びに納税者の方々は、政策の動向及び実務事例について何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。KPMGは常に税務の最新動向及び最前線の情報を紹介し、効果的な支援を提供いたします。



共に新たなパワーを呼び込み、  
租税のルートも自ずから広がって行く。

## お問合せ先

### 華北地域

#### **Li Lisa 李輝**

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

#### **Matsuda Kensuke 松田 健輔**

Director ディレクター

Email: [kensuke.matsuda@kpmg.com](mailto:kensuke.matsuda@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7034

### 華西・華東地域

#### **Hirasawa Naoko 平澤 尚子**

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3098

#### **Xu Jie 徐潔**

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### **Shi Shirley 侍 怡**

Partner パートナー

Email: [shirley.y.shi@kpmg.com](mailto:shirley.y.shi@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2105

#### **Wang Zhewei 王哲蔚**

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### **Morimoto Tadashi 森本 雅**

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 5889

#### **Hayashida Hironori 林田 弘徳**

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### **Mokuta Masakazu 松田 正和**

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### **Inanaga Shigeru 稲永繁**

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### **Chen Vivian 陳蔚**

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198